

6. 所定労働時間と夜勤体制

1) 所定労働時間

(1) 週所定労働時間

就業規則に定める常勤の看護職員の週所定労働時間が、40時間未満である病院は985病院（33.1%）、40時間である病院は1,457病院（48.9%）で、これらを合わせると回答病院の8割を超える《統計表第82表》。

労働基準法による法定労働時間は1週40時間以内であるが、調査時点では病院を含む保健衛生業について猶予措置（従業員数10人以上300人以下の事業所については週44時間以下）がとられており、調査結果でも週所定労働時間が40時間を超える病院が443病院（14.9%）に上る。猶予措置は97年3月末をもって終了しており、97年4月以降はこれらの病院も週40時間制に移行したものと推測される。

病院設置主体別に見ると（表26）、「公的」では「38時間超40時間未満」である病院が半数を超え、「学校法人・その他」では「36時間以上38時間以下」の病院が2割以上あるなど、労働時間短縮が進んでいる。「医療法人・個人」では、いち早く労働時

間短縮を行い週40時間未満とした病院が35.5%に上る一方、40時間を超える病院が25.2%あり、調査時点では労働時間短縮の途上にあっただけかかえる。「国」および「自治体」病院のほとんどは「40時間」制のもとにあり、これらの病院は従来労働条件一般について高水準にあるとされてきたにもかかわらず、いまや労働時間については「より進んだ」公的・民間病院に後れをとった状態にあるという見方もできる。

(2) 複数の所定労働時間

常勤の看護職員に対し、就業規則等で複数の所定労働時間を設けているかを尋ねた。調査票では、次のような例を示した。

例：「常勤看護職員Aコースの所定労働時間は週40時間、Bコースは週32時間で、それぞれに給与・有給休暇・退職金などが規定されている。A・Bいずれもいわゆる正職員で、原則として雇用期間の定め（6か月・1年など）のある臨時職員・パートタイマーとは違う位置づけである」

結果は、306病院（10.3%）が「複数の所定労働時間を定めている」と回答した《統計表第84表》。

主たる常勤者よりも短い所定労働時間を適用す

表26 週所定労働時間

	再掲：病院設置主体					計
	自治体	公 的	社会保険 関係団体	医療法人 ・個人	学校法人 ・その他	
36時間未満	—	2.0%	0.9%	2.3%	1.8%	1.7%
36時間以上38時間以下	4.3%	14.8	5.6	16.4	22.3	12.9
38時間超40時間未満	9.8	55.7	12.1	16.8	32.5	18.4
40時間	81.6	19.7	76.6	35.9	28.0	48.9
40時間超42時間以下	0.7	3.9	1.9	14.9	9.6	9.1
42時間超44時間以下	0.3	0.5	—	9.3	3.0	5.2
44時間超	0.2	—	—	1.0	0.3	0.6
無回答・不明	3.1	3.4	2.8	3.4	2.4	3.1
回答病院数	581	203	107	1,482	332	2,977

表27 病棟看護職員の夜勤体制（複数回答）

		3交代	変則3交代	2交代	当直	無回答
一般病床	1991年 (2,427)	73.3%	8.6%	10.6%	8.7%	0.9%
	1995年 (2,635)	69.5	7.9	25.1	1.6	0.3
	1996年 (1,755)	64.4	8.9	30.0	3.9	1.0
老人病床	1991年 (210)	28.1	5.7	41.4	19.5	5.7
	1995年 (329)	21.0	5.8	65.7	4.3	3.6
	1996年 (182)	14.3	4.9	72.5	9.9	1.6

*1991, 1995年は日本看護協会「病院看護基礎調査」による。1996年は今回調査。()内は回答病院数。％は回答病院数を100％とした場合の値。

*1996年「一般病床」は「一般病床のみの病院」の集計結果、「老人病床」は「療養型病床群（2群）または老人病床のみの病院」の集計結果。

る対象としては、夜勤専従者や看護婦2年課程養成所等に通学しつつ勤務する職員などがある。特に夜勤専従者については、日勤と夜勤の両方を勤務する者に比べて短い所定労働時間を定め、相対的に優遇することで得難い夜間の労働力を確保する例がある。就業をめぐる個人の価値観の多様化に伴い、より多様な働き方の提示と働く側にとっての選択肢の拡大が、看護職員の確保・定着促進に寄与する可能性がある。

2) 病棟夜勤体制の現状

(1) 病棟看護職員の夜勤体制

病棟看護職員の夜勤体制について、該当するものすべてを選ぶ方法で回答を求めた。

その結果、「3交代」1,795病院（60.3%）、「2交代」1,051病院（35.3%）、「変則3交代」259病院（8.7%）、「当直」128病院（4.3%）となった《統計表第86表》。

対象患者から見た病院種別による違いは、「一般病院」では「3交代」が多く、「主に老人を対象とする病院」では「2交代」が多い《統計表第88表》。一般病床の看護料種別ごとに見ると、新看護「2対1」「2.5対1」算定病院では「3交代」が圧倒的に多く「2交代」は20%に満たないが、「3対1」では「2交代」が41.0%と増え、「3.5

対1」「4対1」では「2交代」が8割前後を占める《統計表第90表》。一般病床、特に看護要員配置の厚い病床においては「3交代」、老人病床など主として状態の安定した、慢性期の患者を対象とする病床においては「2交代」がとられる傾向があるといえる。

近年の病棟看護職員の夜勤体制の推移を「一般病床」「老人病床」それぞれについて示す（表27）。一般病床では、依然として「3交代」をとる病院が多数を占めるが、徐々に「2交代」をとる病院が増えていることがわかる。夜勤形態の多様化が進んでいる。

(2) 病棟看護補助者の夜勤体制

病棟看護補助者の夜勤体制について、該当するものすべてを選ぶ方法で回答を求めた（表28）。一般病床では「夜勤はしていない」が7割を超える一方、老人病床では「2交代」が7割を超えている。

病棟看護職員の夜勤体制別に、看護補助者の夜勤体制を見ると（表29）、看護職員が「3交代」または「変則3交代」を行っている病院では看護補助者が「夜勤はしていない」という回答が多い。一方、看護職員が「2交代」を行っている病院では看護補助者も「2交代」を行っているという回

表28 看護補助者の夜勤体制（複数回答）

	3交代	変則3交代	2交代	当直	夜勤はしていない	病棟に補助者配置なし	無回答
一般病床 (1,755)	3.4%	2.0%	17.0%	2.4%	71.4%	4.9%	6.9%
老人病床 (182)	6.6	18.1	73.6	9.3	8.2	0.5	2.7
計 (2,977)	6.3	3.0	24.9	2.8	54.5	3.7	6.3

*「一般病床」は「一般病床のみの病院」の集計結果、「老人病床」は「療養型病床群（2群）または老人病床のみの病院」の集計結果。（ ）内は回答病院数。％は回答病院数を100%とした場合の値。

表29 看護職員の夜勤体制と看護補助者の夜勤体制

		看護補助者の夜勤体制（複数回答）						
		3交代	変則3交代	2交代	当直	夜勤はしていない	病棟に補助者配置なし	無回答
看護職員の夜勤体制	3交代 (1,795)	10.4%	1.8%	7.9%	1.4%	68.8%	4.8%	6.2%
	変則3交代 (259)	1.2	20.8	12.7	1.2	55.6	3.1	8.9
	2交代 (1,051)	1.6	1.9	61.4	2.7	30.3	1.9	3.8

*（ ）内は回答病院数。％は回答病院数を100%とした場合の値。

答が多い。2交代を行っている病院の場合、看護補助者が夜勤要員に組み込まれ、夜勤帯を通じた勤務をする例が多いことがわかる。

(3) 夜勤時の休憩の確保

夜勤時に休憩が確実にとれるよう、病院側は適切な配慮をする必要がある。

夜勤時の看護職員用休憩室の設置状況を尋ねた。「病棟内に設けている」のは2,304病院（77.4%）、「病棟外に設けている」は302病院（10.1%）で、9割近くの病院が夜勤時の看護職員用休憩室を設けている《統計表第97表》。

表30 夜勤時の看護職員用休憩室設置状況（複数回答）

	3交代 (1,795)	2交代 (1,051)
病棟内に設けている	73.4%	84.7%
病棟外に設けている	11.6	8.6
特に設けていない	15.2	8.1
無回答	1.0	0.6

*（ ）内は回答病院数。％は回答病院数を100%とした場合の値。

夜勤体制別に休憩室の設置状況を見ると（表30）、「2交代」の病院では「3交代」と比べて「病棟内に設けている」病院が多く、「3交代」の病院では「2交代」と比べて「特に設けていない」病院が多い。1勤務の時間が長い「2交代」夜勤では、「3交代」と比べて休憩をとる必要性がより高く、そのための配慮のひとつとして休憩室を病棟内に設けている病院が多い傾向があると見られる。

勤務時間内に所定の休憩時間がとれなかった場合に、時間外（超過）勤務扱いをしているかを尋ねた。その結果、「時間外勤務扱いとしている」のは1,006病院（33.8%）、「時間外勤務扱いとはしていない」のは1,853病院（62.2%）であり、時間外勤務扱いとしていない病院が多い《統計表第99表》。病院設置主体別に見ると、「医療法人・個人」では「時間外勤務扱いとはしていない」病院が70.2%と、他と比べて多くなっており、労働時間管理上問題があると思われる。

勤務時間内に所定の休憩時間をとることは労働

者に対して保証されており、雇用者側には労働者に休憩時間をとらせる義務があることはいうまでもない。しかしながら、業務上の何らかの理由で所定の休憩時間がとれなかった場合には、とれなかった休憩時間は「時間外勤務」をしたものとして扱うことになる。この点はしばしばあいまいにされがちであるが、雇用者側には休憩時間を労働者に保証する義務があることをより明確にするという意味でも、職場内で改めて確認し、遵守する必要があるだろう。

3) 長時間夜勤の対応

(1) 拘束時間・休憩時間・実働時間

従来の均等割り3交代制（ほぼ長さの同じ3つの勤務帯からなる交代制）とは異なり、変則3交代や2交代といった夜勤にあたる勤務の時間が長い、いわゆる長時間夜勤体制をとる病院が徐々に増加している（前述2）-(1)）。

変則3交代をとる病院の夜勤（深夜勤）の拘束時間は平均11.2時間、休憩時間は平均1.6時間、実働時間は平均9.6時間である《統計表第103表》。2交代をとる病院の夜勤の拘束時間は平均16.1時間、休憩時間は2.4時間、実働時間は平均13.8時間である《統計表第105表》。

一般に変則3交代・2交代制勤務など夜勤の拘束時間が12時間から17時間と長時間におよぶ勤務

では、適切な休憩時間を設定するなど勤務者の負担を軽減するための労働時間管理が課題となる。現行の労働基準法においては、1回の勤務時間数が8時間を超えて長時間におよぶ場合についての法定休憩時間数の定めがなく、仮に実働15時間の勤務であっても、法律的には「労働時間が8時間を超える場合は1時間を労働時間の途中で与えなければならない（労働基準法第34条）」の規定が適用される。調査結果からは、各病院が、労働基準法の規定で明示されていないにも関わらず、長時間勤務に対応する休憩時間を規定していることが明らかになった。

(2) 長時間夜勤導入に際しての改善・工夫

調査時点で変則3交代または2交代のいわゆる長時間夜勤体制をとっている病院に対し、これらの勤務体制導入にあたって改善や工夫をした点を尋ねた。調査では長時間夜勤体制の導入時期は問うておらず、したがって回答病院には長時間勤務の導入からかなり時間が経過した病院も含まれている。

その結果、「夜勤時間帯の業務の整理・改善」を行った病院が最も多く、ついで「夜勤手当の増額」があがった（表31）《統計表第107表》。「特にない」と回答した病院は8.5%にとどまり、ほとんどの病院では何らかの改善や工夫を行っている。

表31 変則3交代制・2交代制導入にあたっての工夫（複数回答）

	再掲：医療法人・個人（997）	回答病院計（1,382）
夜勤時間帯の業務の整理・改善	57.6%	58.7%
夜勤手当の増額	43.4	39.1
所定労働時間の短縮	12.2	11.3
その他	7.0	8.0
特にない	8.6	8.5
無回答	15.8	16.6

* 現在変則3交代または2交代を行っている病院について。()内は回答病院数。%は回答病院数を100%とした場合の値。

表32 変則3交代制・2交代制導入への看護部長の評価（複数回答）

	現在の夜勤体制	
	変則3交代 (259)	2交代 (1,051)
看護職員の余暇時間の増加	32.4%	56.8%
夜中の出退勤に伴う危険の減少	65.6	55.2
申し送り時間の減少	30.1	49.3
看護職員の連続休暇の増加	31.7	46.8
患者の安心感の増加	31.7	46.1
看護職員の超過勤務の減少	23.6	28.0
看護職員の慢性的疲労の減少	23.6	26.7
看護職員の明け方の判断力低下	16.6	19.4
病院の出費（夜勤手当・タクシー代など）の減少	16.6	13.5
看護職員の慢性的疲労の増加	9.3	7.8
病院の出費の増加	4.2	4.6
その他	13.1	7.4
無回答	12.0	11.0

*現在変則3交代または2交代を行っている病院について。()内は回答病院数。%は回答病院数を100%とした場合の値。

「医療法人・個人」では「夜勤手当の増額」と回答した病院の比率が回答病院全体と比較して高い。

(3) 長時間夜勤導入の評価

①看護部長の評価

調査時点で変則3交代または2交代のいわゆる長時間夜勤体制をとっている病院に対し、これらの勤務体制導入について看護部長自身がどう評価しているかを、あらかじめ設定した選択肢から該当するものすべてを選ぶ方法で尋ねた《統計表第111表》。

結果を現在の夜勤体制別に示す(表32)。変則3交代・2交代それぞれに評価のポイントが異なっていることがわかる。40%以上の回答が集まった項目は、変則3交代では「夜中の出退勤に伴う危険の減少」のみであるが、2交代ではそれ以外に「余暇時間の増加」「申し送り時間の減少」「連続休暇の増加」「患者の安心感の増加」があがっている。特に2交代制においては、1勤務が長くなる一方で出勤回数が減り、勤務と次の勤務との

間隔が延長する。その結果、連続した休暇(休日)を設定しやすくなるという利点がある。2交代制をとる病院の回答はこの点を反映したものと見える。看護部長の立場からは変則3交代・2交代とも概してプラス面の評価が多く、「看護職員の明け方の判断力低下」「看護職員の慢性疲労の増加」など長時間勤務に伴い危惧されている項目をあげた回答は少なかった。

②看護スタッフの評価

調査時点で変則3交代または2交代のいわゆる長時間夜勤体制をとっている病院に対し、これらの勤務体制導入について看護部長から見て看護スタッフがどう評価しているかを尋ねた《統計表第112表》。その結果、「概して好評」との回答が多く、「概して不評」はごくわずかにとどまった。

変則3交代と2交代とを比較すると、2交代は変則3交代と比較して「概して好評」という回答が多く、「賛否両論がある」という回答が少ない(表33)。